

経 済 産 業 省

20221013貿局第2号
輸出注意事項2022第27号
経済産業省貿易経済協力局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出
注意事項22第16号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年11月1日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出
注意事項22第16号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年11月15日から施行する。

(別紙)

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成２２年３月１５日付け輸出注意事項２２第１６号）

改 正 後	現 行
別紙第１ １・２（略） <u>３ ４－アニリノピペリジン及びその塩類</u> <u>４～１３</u> （略） <u>１４ １・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラ－</u> <u>ト及びその塩類</u> <u>１５～１７</u> （略） <u>１８ N－フェニル－N－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩</u> <u>類</u> <u>１９～２５</u> （略）	別紙第１ １・２（略） （新設） <u>３～１２</u> （略） （新設） <u>１３～１５</u> （略） （新設） <u>１６～２２</u> （略）